

# 青森県報

号外第二十七号

令和五年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一

○青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課) ……一

○青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……二

### 訓 令

○青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……二

○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………(防災危機管理課) ……三

### 告 示

○文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……四

### 監 査 委 員

○青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(事務局) ……四

○青森県監査委員事務専決代決規程の一部を改正する規程……………(同) ……五

○青森県監査委員が取り扱う個人情報保護に関する規程の廃止……………(同) ……五

## 労働委員会

○青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則……………(事務局) ……五

## 収用委員会

○青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………(監理課) ……六

## 規 則

○青森県収用委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……六

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第十一号

### 青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十一年三月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の(二)の1中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則第二項中「航空機は」の下に「、空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除き、平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に係るものに限る。）で」を加え、「航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機（同表の中欄に掲げる期間に係るものに限る。）とし、「を「ものとし、当該航空機に係る」に、「に次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額」を「の十五分の一」に改め、同項の表を削り、附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

第五条中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第九条第二項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国スポ・障スポ局長印

第十三条の表部長印（総務部長印を除く。）、危機管理局長印、観光国際戦略局長

印、エネルギー総合対策局長印、出納局長印の項中「エネルギー総合対策局長印」の下に「国スポ・障スポ局長印」を加え、「第十六条の四」を「第十六条の五」に改め、同表課長印、室長印の項中「室長印」を削る。

第二十三条第一項の表第一号1(3)及び第三十一条ただし書中「エネルギー総合対策局長」の下に「国スポ・障スポ局長」を加える。

第九十五条中「及び青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)」を「並びに個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び青森県個人情報保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)」に改める。



同表の2の表中

エネルギー総合対策局長印	2 4	課 長 印	2 1
国スポ・障スポ局長印	2 4	室 長 印	2 1

を

第九号様式中「課(室)名」を「課名」に改める。

第十号様式中「(課(室)名)」を「(課名)」に改める。  
(出先機関名) (出先機関名)

第十一号様式及び第十三号様式中「課(室)名」を「課名」に改め、  
(出先機関名) (出先機関名)

第十八号様式及び第十九号様式中「課(室)名」を「課名」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表企画政策部の項中

広報広聴班	広報広聴課長
統計分析班	統計分析課長
国民スポーツ大会準備班	国民スポーツ大会準備室長

を

DX推進班	DX推進課長
広報広聴班	広報広聴課長
統計分析班	統計分析課長

に改め、同

表エネルギー総合対策部の項の次に次のように加える。

国スポ・障 スポ部	総務企画班 競技式典班 施設調整班	総務企画課長 競技式典課長 施設調整課長
--------------	-------------------------	----------------------------

第二条第三項中「及び室」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百四十六号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表地域活力振興課の項の次に次のように加える。

D X推進課	青DX
--------	-----

1の表国民スポーツ大会準備室の項を削り、同表原子力立地対策課の項の次に次のように加える。

総務企画課	青総企
競技式典課	青競式
施設調整課	青施調

青森県告示第二百四十七号

青森県政情報センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県政情報センター規程の一部を改正する規程

青森県政情報センター規程（平成二十一年三月青森県告示第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）」を「並びに個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び青森県個人情報保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第二号

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

- 青森県監査委員 竹 内 均
- 青森県監査委員 川 嶋 由紀子
- 青森県監査委員 齊 藤 爾
- 青森県監査委員 鳴 海 恵一郎

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程（令和二年四月青森県監査委員告示第四号）の一部を次のように改正する。

- 「主幹 主幹」を「主任専門員」に改める。
- 「主査 主査」を「主任専門員」に改める。

第五条中第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、第七項を第十項とし、第六項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第五条中第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 主幹専門員は、上司の命を受け、事務局の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第五条第四項の次に次の一項を加える。

5 総括主幹専門員は、上司の命を受け、事務局の所掌事務に係る培われた知識、経

験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県監査委員告示第三号

青森県監査委員事務専決代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	齊 藤 爾
青森県監査委員	鳴 海 恵一郎

青森県監査委員事務専決代決規程の一部を改正する規程

青森県監査委員事務専決代決規程（令和四年四月青森県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第十六条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項」に、「第二十二号」を「第八十条」に改める。

第三条第十三号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二号」を「第八十条」に、「第十六条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県監査委員告示第四号

青森県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	齊 藤 爾
青森県監査委員	鳴 海 恵一郎

青森県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

青森県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十一年六月青森県監査委員告示第一号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

労 働 委 員 会

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

青森県労働委員会規則第一号

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則

青森県労働委員会の庶務に関する規則（平成十七年五月青森県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（個人情報の保護）

第五条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び青森県個人情報に関する法律（令和五年三月青森県条例第三号）の規定による青森県労働委員会が取り扱う個人情報の保護については、青森県個人情報に関する規則（令和五年三月青森県規則第十号）の例による。

附 則

## 収用委員会

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 青森県収用委員会規則第一号

青森県収用委員会運営規則（昭和五十五年十一月青森県収用委員会規則第一号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

## 青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

第二条第一項第三十一号中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 青森県収用委員会告示第一号

青森県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

青森県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十一年青森県収用委員会告示第一号）の一部を改正する規程

本則中、「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二

章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章」に、「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）」を「青森県個人情報の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）」及び「青森県個人情報の保護に関する規則（令和五年三月青森県規則第十号）」に改める。

## 附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円